

大月市議会の議長及び副議長を志願する議員の所信表明に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、大月市議会基本条例（平成30年大月市条例21号）第21条第2項の規定に基づき議長及び副議長の選出に当たっての所信表明等について必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により議員の中から議長及び副議長一人を選出しなければならない。

(選挙の方法)

第3条 議長及び副議長の選挙は、大月市議会会議規則（昭和49年大月市議会規則第1号）第1章第4節の規定に基づき行うものとする。

(所信表明会)

第4条 議長又は副議長を志願する議員は、議長及び副議長の選挙に当たり、所信表明会で登壇し、その他の議員に対して演説を行うことができる。

(所信表明の申出)

第5条 議長又は副議長を志願する議員のうち、所信表明会での登壇を希望するもの（以下「希望議員」という。）は、議会運営に係る所信及び抱負を、所信表明申出書（第1号様式）により議会事務局長に提出しなければならない。

(所信表明の撤回)

第6条 希望議員のうち、所信表明の申出を撤回しようとするものは、所信表明撤回書（第2号様式）を所信表明会の開催までに議会事務局長に提出しなければならない。

(選挙の重複)

第7条 希望議員は、議長及び副議長の選挙に重複して所信表明を申し出ることとはできない。

(所信表明会の実施)

第8条 所信表明会は、議長選挙及び副議長選挙を執行する日に行うものとする。

2 所信表明会は、本会議場において行うものとする。

(所信表明会の進行)

第9条 所信表明会の進行は、議長及び副議長の選挙で所信表明をしようとする議員（以下「所信表明者」という。）以外の議員で、年長の議員が行うものとする。

(所信表明の方法)

第10条 所信表明は、演壇において一人につき10分以内で行うものとする。

2 所信表明について、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、又は、野次その他の方法により反意を表してはならない。

3 応援演説は、何人も行わないものとする。

(権利の喪失)

第11条 所信表明者は、所信表明の順位が到来した場合において、本会議場にいな

いときは、所信表明の権利を失うものとする。

(質疑等)

第12条 所信表明会においては、質疑又は討論を行わないものとする。

(傍聴)

第13条 所信表明会の傍聴については、大月市議会傍聴規則（昭和49年大月市議会規則第2号）を準用する。

(地方自治法との関係)

第14条 議長及び副議長の選挙に関しては、所信表明者以外の議員に対する投票も有効なものとして認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。